

〔皇年代略記後鳥羽〕仁治三年七月八日、以顯德院可奉號後鳥羽院之由、重被成宣旨、其辭云、顯德乃尊號諡乎秘之申須俗者常仁御在所乎以氏後鳥羽院止申者可宜云々、

〔増鏡藤三〕初めはけんとか院と定め申されたりけれど、おはしまし、世の御あらしなりけるとして、仁治の頃ぞ、後鳥羽とは、更に聞え直されけるとなん、

○按ズルニ、文ニおはしまし、世のあらしと云フ、あらしとハ豫定ト云ハンガ如シ、蓋シ遺詔ヲ奉ズルナラン、記シテ疑ヲ存ス、

〔平戸記〕仁治三年六月廿六日、今日殿下○藤原良實御物語云、顯德院諡號可被改、可奉號後鳥羽云々、此事前内府申行歟、案此事我朝無例歟、至漢朝者一兩度相存之由、大府卿申之、又御改名之儀、太不得其心、何故云々、不叶冥慮者又如何、

〔二代要記後堀河〕文暦元年八月六日崩、同日、諡號定後堀河、

〔明月記〕天福二年八月十一日丁丑、世間不審、問金吾返事云、○中御名後堀河院云々、甚悦思此御名年來代々無申人、而無此事、今如此、聖代之御名可然事歟、奉爲公家、尤可爲吉例歟、

〔増鏡飛鳥川〕十七日の朝より御氣色かはる、○中つひに其日の酉の時に、御年五十三にてかくれさせ給ぬ、後嵯峨院とぞ申める、ことしは文永九年なり、

〔皇年代略記後宇多〕元亨四年○正中元年六月廿八日、葬蓮華峯寺傍山、同日先追號奉號後宇多院後依遣也、

〔皇年代略記後二條〕德治三年八月廿五日、崩二條高倉皇居、同廿七日、追號後二條院於關白直、

〔増鏡浦千鳥〕廿八日、○德治三年八月先帝も御わざのさたあり、院號ありて後二條院とぞ聞ゆる、

〔神皇正統記後醍醐〕後の號をば仰のまゝにて後醍醐の天皇と申す、

〔觀心寺記〕正平廿三年四月廿日、奉葬河内國錦部郡檜尾山陵觀心寺、廿八日、奉追號後村上天皇、